岐阜県森林公社森林クレジット販売要領

　（趣旨）

第１条　本要領は、公益社団法人岐阜県森林公社（以下「公社」という。）が、公社分収造林地で取得した森林由来のクレジット（以下「森林クレジット」という。）を、経済活動等から排出される温室効果ガスのうち、削減が困難な排出量についてクレジット購入を通じて埋め合わせ（以下「カーボン・オフセット」という。）を行う事業者、団体等に販売することについて必要な事項を定める。

　（購入の申込み）

第２条　森林クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、購入申込書（様　式１号）を、理事長に提出するものとする。ただし、次に掲げる者は対象外とする。

　（１）各種法令に違反している事業者、団体

　（２）暴力団又は暴力団員の統制下にある事業者、団体

　（３）その他、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者、団体

２　理事長は、前項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、森林クレジットの使用に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

３　申込みは、１トン（t-CO2）単位で行うものとし、最低販売数量は１トン（t-CO2）とする。

　（購入者の決定）

第３条　理事長は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容について審査の　うえ、申込先着順に購入者を決定する。

　（契約の締結）

第４条　理事長は、前条第２項の規定により購入者を決定したときは、契約書（別記「森林クレジット売買契約書」３様式（公社無効化型、買受人へ移転型、買受人が指定する法人へ移転型））を作成し、契約者と取り交わすこととする。

２　購入者から契約書様式が示された場合は、契約書の解釈や有効性に問題がないか確認できた契約書で取り交わすこととする。

　（売買代金の納付）

第５条　購入者は、森林クレジットの売買代金を理事長が発行する納入通知書（様式２号）によ　り、指定する期日までに納入するものとする。

　（森林クレジットの移転・無効化）

第６条　理事長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、Ｊ－クレジット登録簿システム（Ｊ－クレジット制度に基づき発行される森林クレジットを管理し、その取得、移転及び無効化について電子的に記録したものをいう。）の操作により、公社の保有口座から購入者が指定する保有口座へ、購入した数量の森林クレジットの移転手続を行うものとする。ただし、購入者がＪ－クレジット登録簿システムにおける口座を持たない、若しくは、公社による森林クレジットの無効化を求める場合においては、公社は、自らの保有口座にある森林クレジットのうち、購入者へ販売した森林クレジットの無効化を行うものとする。

　（裁判管轄）

第７条　この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、岐阜県美濃市を管轄する　裁判所を合意管轄裁判所とする。

　（協議）

第８条　この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、理事長と購入者双方が誠意を　持って協議し、解決を図るものとする。

　（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２４年４月１７日から施行する。

附　則

　この要領の一部改正は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

　この要領の一部改正は、平成２９年１２月１４日から施行する。

附　則

　この要領の一部改正は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

　この要領の一部改正は、令和５年３月１０日から施行する。